

意見書（案）第21号

出入国管理制度の抜本的改善を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	前 田 ま い
賛成者	〃	野 村 羊 子

出入国管理制度の抜本的改善を求める意見書

本年5月18日、菅政権は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（以下「入管法改定案」という。）の国会での成立を断念した。入管法改定案は、入管での長期収容問題が解消される保証がなく、外国籍者の権利保障に資する改正は盛り込まない一方で、刑事罰を背景とした強権的な管理と非人道的な排除を強め、偏見・差別を助長するものであった。本年3月31日には、日本も理事国を務める国連人権理事会の特別報告者と恣意的拘禁作業部会がその共同書簡において、国際人権法に違反する旨の懸念を表明して再検討を強く求め、さらに4月9日には国連難民高等弁務官事務所も「非常に重大な懸念」を表明するという異例の指摘があった。

国内外からの多くの批判を受け改定は阻止されたものの、日本の出入国管理制度においては、かねてより入管によるその広範な裁量の極めて恣意的な運用により、著しく低い難民認定率、無期限収容、劣悪な処遇、数々の死亡事件などの問題が起きてきている。

本年3月6日には、名古屋出入国在留管理局収容場に収容されていたスリランカ国籍のウィシュマ・サンダマリさんが適切な医療を受けられず死亡するという事件が起きた。ところが、政府は、第三者機関ではなく、入管に調査を委ねたばかりか、上記被害者の収容施設内での状況を撮影したビデオの国会における開示すらかたくなに拒否するなど、真相解明に背を向けている。8月10日に公表されたウィシュマ氏死亡事件の調査報告書は、収容における強大な入管の裁量の在り方の検討が全く抜け落ちており、表面的かつ限定的な改善策にとどまっていると言わざるを得ず、本件死亡事件の原因究明・再発防止の検討として全く不十分である。また、本件調査報告書において、ウィシュマ氏の人間としての尊厳を傷つける取扱いが多数認められ、被収容者に対する処遇の改善は不可欠であることを明白に示している。

そもそも、無期限収容問題などの入管における人権侵害を解決するには、収容の要件厳格化、期間上限の創設や司法審査等を導入し、また在留特別許可制度における考慮要素において子どもの最善の利益を明示する等、入管の裁量・権限を適切に抑制・監督し、人権を保障する体制を構築する出入国管理制度の運用見直しと立法措置が必要である。在留期限が切れただけで、入管の裁量で問答無用で施設に追いやる全件収容主義こそ、現行入管制度の最大の問題点である。

よって、本市議会は、政府に対し、入管法の改悪を今後も許さず、入管の原則収容主義を廃し、入管収容に司法審査や収容期間の上限を導入するなどして、国籍の違いによらず尊厳ある個人としての取扱いが実現される出入国管理制度の運用見直しと必要な立法措置を講じることを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち